

## ハンガリーに対する県民の理解促進等動画製作・上映業務仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託するハンガリーに対する県民の理解促進等動画製作・上映に係る業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 委託業務名

ハンガリーに対する県民の理解促進等動画製作・上映業務

### 2 業務の目的

本県がホストタウンとして登録しているハンガリーへの県民の理解促進と「東京オリンピック・パラリンピック等に向けたとちぎビジョン」の推進を目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和3(2021)年9月30日(木)まで

### 4 委託業務内容

#### (1) 動画製作

受託者は、次に示す条件を満たす動画を製作するため必要な全ての業務を行うこと。

なお、乙は、業務スケジュールについて常時甲に報告するものとし、動画の完成までに甲による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けるものとする。

#### ア 動画の仕様

- ・ターゲットは、年齢、性別問わず、幅広い県民をターゲットとする。
- ・製作本数は、メイン動画1本のほか、ダイジェスト版も作成すること。
- ・動画の長さは、メイン動画を120秒～180秒、ダイジェスト版を90秒を基本とするが、効果的な内容であれば長さの変更も可とする。特に、動画再生の最初の5秒間を重視して製作に取り組むこと。
- ・効果的な音響、テロップ、ナレーション、字幕等を使用すること。
- ・動画のデータ形式は、次の条件を満たすものとする。
  - 一般的な家庭用プレイヤー、DVDプレイヤー付きパソコン及びメディアプレイヤーでの再生可能なデータ形式であること。
  - 各種啓発イベントや動画共有サービスでの映像上映・配信に適したデータ形式であること。
- ・画角は16:9、画質のクオリティはフルハイビジョンを基本とする。
- ・日本語の字幕入り、字幕なしをそれぞれ作成すること。
  - ただし、動画を音声なしで再生することや字幕を読み取ることが難しいサイズでの閲覧も考えられるため、音声・字幕なしでも十分に伝わる内容にすること。
- ・企画構成に基づき、本動画等製作に付随する連絡調整、取材、撮影は受託者において行うこととし、また、本動画等の製作に必要なスタッフや機材などの準備及び管理を行う

こと。

- ・撮影場所、時間、クリエイター、音響、特殊効果等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続等は、受託者自身で行うこと。

(出演者がいる場合はその調整や諸手続等を含む)

#### イ 動画の内容

- (ア) 本県とハンガリーの関わり
- (イ) ハンガリーの魅力
- (ウ) その他（県民に対するハンガリーへの理解促進の呼びかけ など）

※必要に応じて、当該目的を達成するために必要な内容を入れることや順番を入れ替えることを可能とする。

#### ウ 動画の用途

- ・各種啓発イベント、栃木県ホームページ、「TOCHIGI VISION」、動画共有サービス、ORION-SQUARE（宇都宮市オリオン市民広場）、官公庁の待合室等での放映等

#### (2) 動画上映

製作した動画を、県民に広く周知できる場・方法（(1)ウ以外）等を提案し、上映すること。（6月23日から2週間以上）

なお、上映に係る連絡調整・手続は乙が行うこととし、経費は契約金額に含まれるものとする。

#### (3) 実施計画書の提出

乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出するものとする。

## 5 成果物の納品

### (1) 納品形態

#### ア DVD-R

- ・メイン動画（字幕入り・なし）、ダイジェスト版（字幕入り・なし） 計4枚  
ディスク1枚ごとタイトルを盤面印刷して納品すること。

#### イ インターネット公開用ファイル

インターネット上での公開が可能な形式に編集したものをDVD-R、USB等の記録媒体に記録し、納品すること。

### (2) 納品場所・期限

- ・栃木県総合政策課 令和3（2021）年6月23日 DVD-R、インターネット公開用ファイル
- ・県内（25ヶ所程度） 令和3（2021）年6月23日 DVD-R、甲が作成する添書を同封すること。

## 6 実績報告書の提出

- (1) 乙は、委託業務完了後、「実績報告書」（様式任意）を作成し、甲に提出して、甲の検査を受けるものとする。

- (2) 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

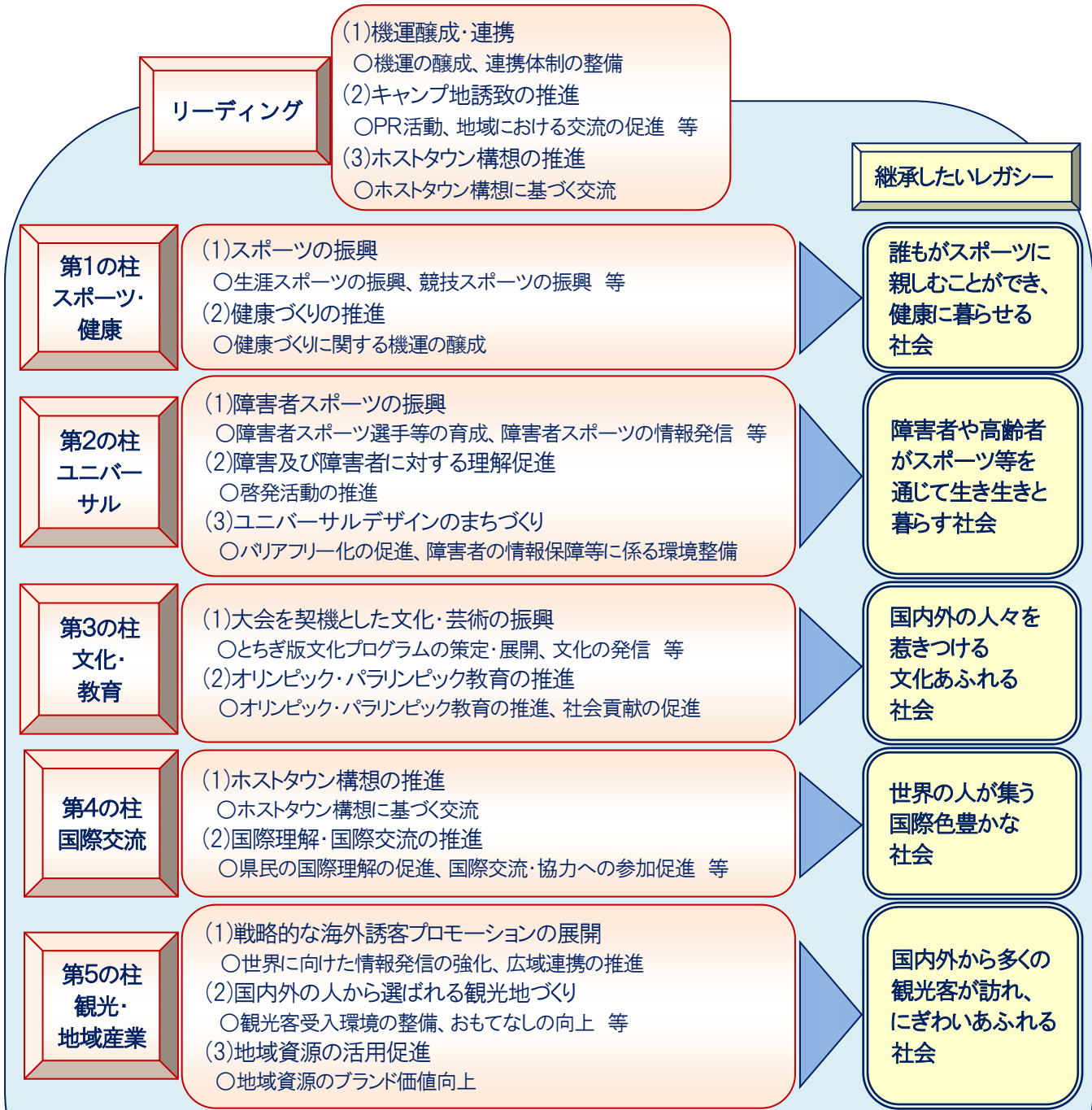
## 7 その他

- (1) 事業の実施に当たり、別紙「東京オリンピック・パラリンピック等に向けたとちぎビジョン」を踏まえた内容を含む企画とすること。
- (2) 本事業の成果は甲に帰属する。
- (3) 本事業の実施に当たっては、本仕様書の範囲内において、甲と乙が協議を重ねながら実施するものとする。
- (4) 本事業の実施に係る全ての業務を一括して他の団体に再委託することはできない。他の団体と連携して事業を実施する場合は、実施計画に役割分担等を記載すること。
- (5) 業務の処理に当たっては、他人の名誉、信用、プライバシー権、その他の権利を侵害しないよう留意するとともに、個人情報の取扱を適正に行うものとする。
- (6) 乙は、製作に必要となる取材、撮影映像製作の一切を実施するものとし、撮影に当たって使用料、出演料、謝礼等が発生した場合、その経費は契約金額に含まれるものとする。
- (7) 映像、音楽、図版等の使用に当たっては、その著作権、使用权、肖像権その他一切の権利関係について当該権利が帰属する者の許諾を得るものとする。
- (8) 撮影を行う場合など、本事業を実施する際は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に十分留意すること。

# 東京オリンピック・パラリンピック等に向けたとちぎビジョン 概要

**目的**  
○大会の成功に向け本県として積極的に貢献する  
○大会開催に伴う様々な効果の本県の活性化に結び付ける

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、「リーディング」と5つの柱において戦略的な取組を展開



県民一人ひとりが日本やとちぎの良さを再認識して自信と誇りに満ち、誰もが輝く社会